

## 社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案参照条文

### 治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）（抄）

（定義）

#### 第二条 略

#### 2 略

#### 3 次の各号に掲げる事業は、前二項の規定にかかわらず、治山事業又は治水事業に含まれないものとする。

一 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業

二 前号の事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する事業その他同号の事業以外の事業であつて、再度災害を防止するため、土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの

#### 三・四 略

#### 4 略

### 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）（抄）

（無利子貸付け）

第十三条 国は、予算の範囲内において、選定事業者に対し、選定事業のうち特に公共性が高いと認めるものに係る資金について無利子で貸付けを行うことができる。

2 国は、前項の規定により無利子で貸付けを行う場合には、日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫その他の政府系金融機関等の審査機能又は貸付け機能を活用することができる。

### 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）（抄）

（河川及び河川管理施設）

第三条 この法律において「河川」とは、一級河川及び二級河川をいい、これらの河川に係る河川管理施設を含むものとする。

#### 2 略

（この法律の規定を準用する河川）

第一百条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）については、この法律中二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

## 砂防法（明治三十年法律第二十九号）（抄）

第一条 此ノ法律ニ於テ砂防設備ト称スル八国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テ治水上砂防ノ為施設スルモノヲ謂ヒ砂防工事ト称スルハ砂防設備ノ為ニ施行スル作業ヲ謂フ

## 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）（抄）

（地すべり防止区域の指定）

第三条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいもの（以下これを「地すべり地域」と総称する。）であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。

2 前項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならぬ。

3 主務大臣は、第一項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該地すべり防止区域を告示するとともに、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

4 地すべり防止区域の指定又は廃止は、前項の告示によつてその効力を生ずる。

（ぼた山崩壊防止区域の指定）

第四条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、ぼた山の存する区域であつて、公共の利害に密接な関連を有するものをぼた山崩壊防止区域として指定することができる。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「当該地すべり防止区域」とあるのは、「当該ぼた山崩壊防止区域」と、同条第四項中「地すべり防止区域」とあるのは、「ぼた山崩壊防止区域」と読み替へるものとする。

（主務大臣等）

第五十一条 地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域の指定及び管理についての主務大臣は、次のとおりとする。

一 砂防法第二条の規定により指定された土地（これに準ずべき土地を含む。）の存する地すべり地域又はぼた山に関しては、国土交通大臣

二 略

三 前二号に該当しない地すべり地域又はぼた山のうち、

イ 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業が施行されている地域又は同法の規定により土地改良事業計画の決定されている地域（これらの地域に準ずべき地域を含む。）の存する地すべり地域又はぼた山に関しては、農林水産大臣

ロ イに該当しない地すべり地域又はぼた山に関しては、国土交通大臣

2・3 略

## 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「多目的ダム」とは、国土交通大臣が河川法第九条第一項の規定により自ら新築するダムで、これによる流水の貯留を利用して流水が発電、水道又は工業用水道之用（以下「特定用途」という。）に供されるものをいい、余水路、副ダムその他ダムと一体となつてその効用を全うする施設又は工作物（もつぱら特定用途に供されるものを除く。）を含むものとする。

## 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）

（沖縄の河川に係る特例）

第七十条 沖縄振興計画に基づいて行う二級河川の改良工事、維持又は修繕で、沖縄の振興のため特に必要があるものとして国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定した区間に係るものは、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十条の規定にかかわらず、国土交通大臣が行うことができる。

2・3 略

4 第一項の規定により国土交通大臣が行う河川の改良工事、維持又は修繕に要する費用については、国は、政令で定めるところにより、河川法に規定する負担割合以上の負担を行うことができる。

5 前項の規定により国がその費用の一部を負担することとなる場合においては、沖縄県は、政令で定めるところにより、その残額を負担する。

6 第一項の規定により国土交通大臣が自ら新築するダムについては、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二条第一項中「河川法第九条第一項」とあるのは「沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第七十条第一項」と、同法第八条中「河川法第六十条第一項」とあるのは「沖縄振興特別措置法第七十条第五項」と、「同法第六十条第一項に定める都道府県の負担割合」とあるのは「一から同法第七十条第四項の政令で定める国の負担割合を控除した割合」と読み替えて、同法の規定を適用する。

7・9 略

## 水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）（抄）

（業務）

第十八条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 一 水資源開発基本計画に基づいて、次に掲げる施設（当該施設のうち発電に係る部分を除く。）の新築又は改築を行なうこと。
  - イ ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設
  - ロ イに掲げる施設と密接な関連を有する施設
- 二 前号の業務を行なうことにより生じた施設（以下「水資源開発施設」という。）の操作、維持、修繕その他の管理を行なうこと。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「災害」とは、暴風、こつ水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生ずる災害をいう。

2 この法律において「災害復旧事業」とは、災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかつた施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。以下同じ。）ことを目的とするものをいう。

3 災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかつた施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合においてこれに代るべき必要な施設をすることを目的とするものは、この法律の適用については、災害復旧事業とみなす。

4 略

（国庫負担）

第三条 国は、法令により地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基づく港務局を含む。以下第四条、第四条の二及び第六条第一項を除き同じ。）又はその機関の維持管理に属する次に掲げる施設のうち政令で定める公共土木施設に関する災害の災害復旧事業で、当該地方公共団体又はその機関が施行するものについては、その事業費の一部を負担する。

- 一 河川
  - 二 海岸
  - 三 砂防設備
  - 四 林地荒廃防止施設
  - 五 地すべり防止施設
  - 六 急傾斜地崩壊防止施設
  - 七 道路
  - 八 港湾
  - 九 漁港
  - 十 下水道
  - 十一 公園
- （適用除外）
- 第六条 この法律は、次に掲げる災害復旧事業については適用しない。
- 一 一箇所の工事の費用が、都道府県又は指定市が加入している地方公共団体の組合及び港務局であつて都道府県又は指定市がその組織に加わつてゐるものを含む。）に係るものにあつては百二十万円に、市（指定市を除く。以下同じ。）町村（市町村の組合及び市町村のみで組織してゐる港務局を含む。以下同じ。）に係るものにあつては六十万円に満たないもの

- 二 工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの
- 三 維持工事とみるべきもの
- 四 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの
- 五 甚だしく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの
- 六 河川、港湾及び漁港の埋そくに係るもの。ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く。
- 七 天然の河岸及び海岸の欠壞に係るもの。ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く。
- 八 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの
- 九 直高一メートル未満の小堤、幅員二メートル未満の道路その他主務大臣の定める小規模な施設に係るもの
- 2 前項第一号の場合において、一の施設について災害にかかつた箇所が百メートル以内の間隔で連続しているものに係る工事並びに橋、水制、床止めその他これらに類する施設について災害にかかつた箇所が百メートルを超える間隔で連続しているものに係る工事及びこれらの施設の二以上にわたる工事で当該工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適當なものは、一箇所の工事とみなす。ただし、当該工事を施行する地方公共 団体が二以上あるものについては、この限りでない。

### 広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）（抄）

（業務）

第十九条 センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 港湾管理者の委託を受けて、次の業務を行うこと。
  - イ 第二条第一項第一号に掲げる施設の建設及び改良、維持その他の管理
  - ロ イに掲げる施設における廃棄物による海面埋立てにより行う土地の造成
- 二 四 略

### 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）（抄）

（公団の権利及び義務の承継等）

第二条 京浜外貿埠頭公団（以下「京浜公団」という。）及び阪神外貿埠頭公団（以下「阪神公団」という。）の一切の権利及び義務（京浜公団に対する政府並びに東京都及び横浜市の出資金並びに阪神公団に対する政府並びに大阪市及び神戸市の出資金に係るものを除く。）は、公団の解散の時にあっては、京浜公団に係るものにあつては東京港及び横浜港、阪神公団に係るものにあつては大阪港及び神戸港のそれぞれにつき運輸大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）が、権利及び義務の承継に關し必要な事項を定めた承継計画書に定めるところに従い承継する。

2  
13 略

### 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）

(開発及び保全)

第四十三条の六 開発保全航路の開発及び保全は、国土交通大臣が行なう。

(特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付け)

第五十五条の七 国は、重要港湾の港湾管理者が港湾管理者以外の者(国を除く。)で国土交通大臣が政令で定める基準に適合すると認める者に対し、特定用途港湾施設の建設又は改良に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が第三項の規定によるほか第五項の政令で定める基準に適合しているときは、その貸付金に充てるため、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該港湾管理者に貸し付けることができる。

2) 5 略

### 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)(抄)

(資金の貸付け)

第五条 政府は、機構に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)第一条第八項の規定によるものほか、前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路又は港湾施設の整備に関する費用に充てるべきものの一部を無利子で貸し付けることができる。

2 略

### 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第一百七号)(抄)

(無利子貸付け)

第十三条 国は、予算の範囲内において、選定事業者に対し、選定事業のうち特に公共性が高いと認めるものに係る資金について無利子で貸付けを行うことができる。

### 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「道路」とは、道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路をいう。

2 この法律において「道路管理者」とは、道路法第十八条第一項に規定する道路管理者(同法第八十八条第二項の規定により国土交通大臣が維持を行なう道路にあつては、国土交通大臣)をいう。

3 この法律において「交通安全施設等整備事業」とは、前条の目的を達成するため、この法律で定めるところに従って行なわれる次に掲げる事業をいう。ただし、第二号に掲げる事業にあつては道路の改築(同号イに規定する道路の改築を除く。)に伴って行なわれるものを除く。

一 都道府県公安委員会(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第一百四十四条の規定により権限の委任を受けた方面公安委員会を含む。以下同じ。)が行なう次に掲げる事業

イ 信号機、道路標識又は道路標示の設置に関する事業

ロ 交通管制センター（信号機、道路標識及び道路標示の操作その他道路における交通の規制を広域にわたって総合的に行なうため必要な施設で政令で定めるものをいう。）の設置に関する事業

二 道路管理者が行なう次に掲げる事業

イ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の設置に関する事業又は緊急に交通の安全を確保する必要がある小区間について応急措置として行なう歩道若しくは自転車道の設置その他の道路の改築で政令で定めるものに関する事業

ロ 道路標識、さく、街灯その他政令で定める道路の附属物で安全な交通を確保するためのもの又は区画線の設置に関する事業  
（特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路の指定）

## 第六条 略

2 国家公安委員会及び国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県公安委員会及び当該道路の道路管理者の意見をきかなければならない。

3 国家公安委員会及び国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、内閣府令・国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。  
（費用の負担又は補助の特例）

## 第十条 略

## 2・3 略

4 前二項の規定は、当該各項に規定する事業に要する費用を、道路法第八十八条第一項の規定により国が負担し、又は補助する道路については、適用しない。

5 第一項から第三項までに規定する費用については、道路法第五十条第二項本文、第五十六条及び第八十五条第三項の規定は、適用しない。

# 新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二号）（抄）

（定義等）

## 第二条 略

## 2・3 略

4 国土交通大臣は、規制区域を告示しなければならない。  
（工作物の使用の禁止等）

## 第三条 略

2 国土交通大臣は、前項の禁止命令をしようとする場合において、当該禁止を命ぜられるべき者を確知することができないとき、又は当該命令を伝達することができないときは、公告によりこれを行うことができる。

3 国土交通大臣は、第一項の禁止命令をした場合において必要があると認めるときは、当該命令の履行を確保するため必要な限度において、その職員をして、当該工作物に立ち入らせ、又は関係者に質問させることができる。

## 水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）（抄）

（定義）

### 第二条 略

- 2 この法律において「指定ダム」とは、国、地方公共団体、水資源開発公団又は電源開発株式会社が建設するダムのうちその建設により相当数の住宅又は相当の面積の農地が水没するダムで政令で指定するものをいう。
- 3 この法律において「指定湖沼水位調節施設」とは、国、地方公共団体又は水資源開発公団が建設する次の各号に該当する湖沼水位調節施設で政令で指定するものをいう。
  - 一 その建設により湖沼及び湖沼の周辺地域の生産機能又は生活環境に著しい影響が及ぶこと。
  - 二 その建設により二以上の都府県が著しい利益を受けること。

## 独立行政法人土木研究所法（平成十一年法律第百五号）（抄）

（業務の範囲）

### 第十一条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 土木技術に関する調査、試験、研究及び開発を行うこと。
- 二 土木技術に関する指導及び成果の普及を行うこと。
- 三 六 略

## 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律第二条の規定による廃止前の臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第百九十五号）（抄）

（用語の定義）

### 第二条 略

- 2 この法律において「復旧工事」とは、鉱害が生じている土地物件が本来有していた効用を回復するように、その土地物件について施行する工事及びこれに附帯する工事をいう。
- 3 7 略